

# 平和・交流・共生の都市宣言推進基本計画

平成 26 年 3 月

豊橋市



## 平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制100周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成18年12月18日

愛知県豊橋市

## 目次

### I 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2 計画の期間 ..... 2
- 3 計画の位置づけ ..... 2

### II これまでの取組みと課題

- 1 国際協力を通じた平和への貢献 ..... 3
- 2 交流による国際理解の推進 ..... 4
- 3 多文化共生社会の実現に向けて ..... 5

### III 平和・交流・共生の都市づくり推進の基本方針

- 1 国際協力を通じた平和への貢献 ..... 7
- 2 交流による国際理解の推進 ..... 8
- 3 多文化共生社会の実現に向けて ..... 9

### IV 平和・交流・共生の都市宣言推進基本計画事業一覧

- 1 国際協力を通じた平和への貢献 ..... 11
- 2 交流による国際理解の推進 ..... 13
- 3 多文化共生社会の実現に向けて ..... 14

# I 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市は、市制100周年を迎えた2006（平成18）年12月に、“世界に開かれ、世界に友人を持つ豊橋”、“平和を希求する豊橋”を目指すことを決意して、「平和・交流・共生の都市宣言」（以下「都市宣言」という。）を行いました。

「平和・交流・共生の都市宣言推進計画」（以下「前計画」という。）は、この都市宣言の本旨の実現に向けて、3つの取組みを基本として、平和に貢献するための国際協力、交流及び多様な文化や生活・習慣の相互理解に基づく多文化共生の取組みについて、その方向性を示し、もって平和・交流・共生の都市づくりに資する事業の計画的かつ着実な実施を図るため、2009（平成21）年に策定したものです。

しかし、この間、わが国の社会経済情勢は急速な変貌をとげ、本市の都市宣言の推進に関して、とりわけ多文化共生を取り巻く環境については、日系ブラジル人の大幅な減少や外国人市民の多国籍化、定住・永住等在留資格の構成の変化など、大きく変わってきています。

そこで、前計画の計画期間の終了を機に、今日の状況に即した、より実効性の高い施策を総合的に進めていくための新たな計画として、「平和・交流・共生の都市宣言推進基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、都市宣言の本旨の実現に向けて行う取組みについての基本的な方向を示し、もって平和・交流・共生の都市づくりに資する事業の計画的な実施を図るものです。

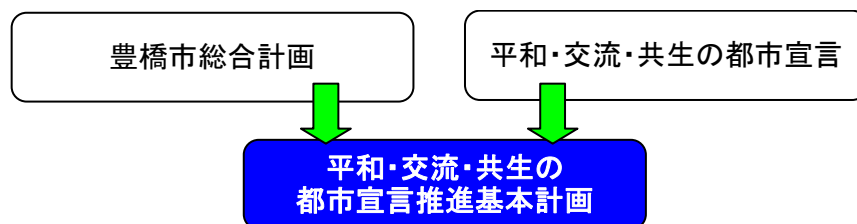
## 2 計画の期間

本計画の計画期間は、2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までの5年間とします。



## 3 計画の位置づけ

都市宣言の理念と第5次豊橋市総合計画の趣旨を踏まえ、平和・交流・共生の都市づくりに向けた基本方針を明らかにした基本計画と位置づけます。



## II これまでの取組みと課題

### 1 国際協力を通じた平和への貢献

#### 1-1 取組みの状況

戦争を体験した世代の減少や戦争遺跡、資料の散逸がある中で、戦争の記録を後世に残すため、収蔵資料の展示、遺跡探訪、戦争体験者による語りなどを行ったほか、「平和・交流・共生」に関する様々な取組みや活動の状況を紹介することにより平和の大切さについての意識啓発を推進しています。

また、国際協力への理解を深め、活動の担い手を増やすため、国際協力活動に関する情報の提供や広報活動を行うとともに、国際機関が行う国際協力活動に参加又は協力する環境を整備しました。さらには開発途上国に対する技術及び物資の支援も行い、国際協力活動の充実を図っています。

このほか民間団体では、豊橋空襲を語り継ぐ催し、戦争体験者による体験談、医療機関による研修医や看護師の受入など、平和と国際協力に関する活動が様々な形で行われています。

#### 1-2 課題

- ・戦争遺跡の見学や収蔵資料の展示には、高齢者の参加が多く見られます。今後は、戦争を経験していない世代へ向けた事業をより一層充実させる必要があります。
- ・現在利用している機会、手法のほかにも、多様な手段を活用して平和に関する意識啓発を充実させることが必要です。
- ・より多くの市民に国際協力活動の担い手となってもらえるよう、より一層広報活動を充実させる必要があります。
- ・市職員の国際協力活動参加につながるよう、職員に対しての意識啓発を行う必要があります。

## 2 交流による国際理解の推進

### 2-1 取組みの状況

本市では、地域の特色を活かした国際化を進めるため、豊橋市国際交流協会を中心とした民間による国際交流を促進するとともに、友好姉妹都市などとの多分野にわたる交流を進めています。

現在、中華人民共和国・南通市やアメリカ合衆国・トリード市との友好姉妹都市提携を始め、大韓民国・晋州市、ブラジル連邦共和国・パラナヴァイ市、ドイツ連邦共和国・ヴォルフスブルグ市とのパートナーシティ協定など、海外5都市との提携を行っています。

ヴォルフスブルグ市とは、平成23年度より市民ランナーによるマラソン大会の相互派遣が始まり、また、平成24年度には南通市との友好提携25周年を迎え、記念事業として小中学校による書道・絵画コンクールを行うなど友好関係を深めています。

一方、豊橋市国際交流協会は、平成25年4月に公益財団法人へと移行し、新たな推進体制のもと、様々な事業により国際交流を推進しています。トリード市への青少年海外派遣、語学講座、ボランティア育成事業、インターナショナルフェスティバルなど、活発な国際交流活動が行われており、市民の国際理解の促進や活動を支援しています。

### 2-2 課題

- ・国際理解をより一層促進するため、青少年向け事業の充実を図る必要があります。
- ・民間国際交流団体が、モチベーションを維持しながら継続して活動できるように、新たな取組みの紹介など、積極的な情報提供が必要です。
- ・市民の主体的な参加による国際交流事業がより一層進むよう、民間レベルでの交流事業を推進する必要があります。



### 3 多文化共生社会の実現に向けて

#### 3-1 取組みの状況

外国人情報窓口の設置や外国人相談業務の充実、各種行政情報の多言語化、各課への通訳の配置、地域共生懇談会の実施など多文化共生社会の実現に向けて多くの取組みが行われています。

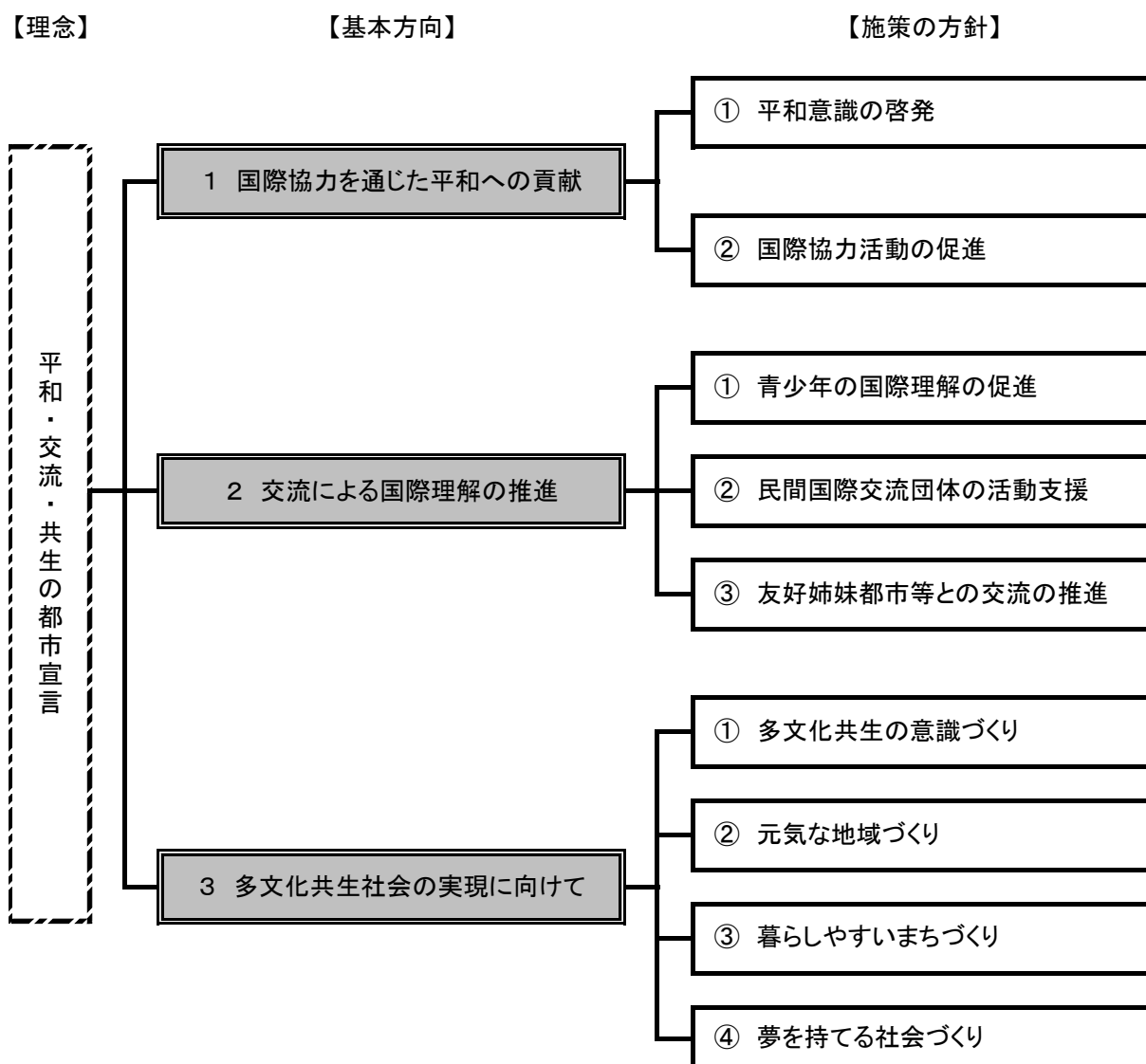
また、子どもの学習環境についてもプレスクールやアフタースクール、外国人児童生徒相談コーナーの開設・充実など、市や豊橋市国際交流協会、教育委員会、NPO等民間団体の取組みにより、不登校児童対策や高校進学率の上昇などにおいて着実に改善が図られ、外国人児童生徒に対する支援のノウハウも蓄積されています。

#### 3-2 課題

- ・同じ地域でともに暮らしながらも、未だ距離を感じる日本人市民が多く存在していることから、「多文化共生意識の学習機会づくり」から一步進めた「相互理解の促進」が求められます。
- ・地域の母体である自治会の存在や意義を未だ知らない外国人市民が多く存在していることなどから「地域社会への参加の仕組みづくり」と「外国人市民の意見反映の仕組みづくり」から一步進めた「協働の仕組みづくり」と併せて日本人市民と外国人市民の橋渡しや地域参加の手助けとなる「地域を担う人材の育成」が求められます。
- ・多国籍化や居住地の分散化などに対し、新たな視点から施策を進める必要があります。情報の提供については多言語化や「やさしい日本語」を活用するなどの取組みが必要です。
- ・子どもの教育については、その環境を整えるだけではなく、経済的側面も考慮する必要があります。
- ・日常生活や就学・就労のために必要な日本語教育についても、そのニーズをしっかりと把握し関連団体と連携しながら継続して取り組む必要があります。
- ・日常生活や行政サービスなどに関する情報が、全ての外国人市民のもとに届くよう、多言語化への対応と併せて、その伝達手段についても充実を図る必要があります。

### Ⅲ 平和・交流・共生の都市づくり推進の基本方針

前章までの課題を踏まえ、都市宣言の本旨の実現に向けた施策の基本的な方向と取組み方針を以下に示します。



## 1 国際協力を通じた平和への貢献

### 1-1 基本的な考え方

わが国では、グローバル化の進展により、人・モノ・情報の流れが活発となり、地域においても、経済など様々な分野でその影響を受けるようになってきました。

それに伴い、地方自治体にも“国際親善から国際交流へ”という流れを進展させ、“国際交流から国際協力へ”という新たな役割が求められています。また、国際情勢の変化が、身近な生活にも影響してくるという状況の中、市民一人ひとりが平和への意識を持ち、きめの細かい国際交流、国際協力の活動を行うなど、その実現に向けた取組みが期待されます。

こうした役割を担うために、都市宣言の理念に基づき、これまでの平和に関する施策をより一層充実していくことが必要となっています。そこで、市民の平和に対する意識啓発を積極的に行い、国際協力の多種多様な事業を行う市民、市民活動団体等の相互の連携を深めるとともに、JICAボランティア等ボランティア団体の活動紹介などを通じ、国際協力についての意識啓発に努めます。こうした平和意識の啓発と国際協力活動の促進を通じて、平和への貢献に寄与していくことを基本的な考え方とします。

さらに本計画では、前計画の事業取組み状況を踏まえて、平和教育の推進、平和及び国際協力活動に関する情報発信などの部分をより充実させることとしています。

### 1-2 基本目標

#### 1-2-1 平和意識の啓発

より多くの市民が平和の大切さについて関心を持ち、理解を深めることができるよう、これまで取り組んできた戦争資料の保存・活用などの事業を今後も継続して実施するほか、持続発展教育（ESD）事業など若年層に向けた平和に関する学習機会を充実するとともに、市ホームページ上でのDVD視聴や戦争遺跡の掲載など、多様な手法を用いて平和に関する意識啓発をより一層推進します。

#### 1-2-2 国際協力活動の促進

国際協力への理解を深め、活動の担い手を増やすため、国際協力活動に関する情報の提供や広報活動の充実と、それを担う人材の育成に努めるとともに、国際社会において必要とされる支援を継続的に行うことで地方都市としてできる国際協力を通じた平和への取組みを推進します。

## 2 交流による国際理解の推進

### 2-1 基本的な考え方

本市では、世界の様々な地域との関係を深めてきた結果、市民の中にも自主的な交流活動が広がってきました。経済面においては、企業活動等のグローバル化や外国人労働者の受入などにより、地域の国際化や交流が進んでいます。

市民生活においては、インターネットをはじめとした情報技術の進展により、国際的な情報は大変身近となり、個々の国際意識は大きく向上していると考えられます。また、海外勤務などにより、国際体験の度合いも増してきました。

こうした中、本市は、都市宣言の理念に基づき、これまでの交流を一層進め地域に根付いたものへと充実を図り、もって市民一人ひとりの国際理解のさらなる増進を促すものです。そのために、将来の国際社会を支える人材である青少年に対して、異文化交流の機会の提供や国際理解教育を推進、育成に努めるとともに、国際交流団体、企業、大学など、多様なチャンネルを通じた地域レベルでの国際交流活動の促進により、各国との相互理解を深めていきます。これらを通じて、平和への貢献に寄与していくことを基本的な考えとします。

さらに本計画では、前計画の事業取組み状況を踏まえて、青少年の国際理解の促進、民間国際交流団体の活動支援などの部分をより充実させることとしています。

### 2-2 基本目標

#### 2-2-1 青少年の国際理解の促進

青少年の国際感覚の育成は、今後の国際交流活動を飛躍的に広げる可能性があることから、青少年に対する異文化交流の機会の提供や国際理解教育を一層推進します。

#### 2-2-2 民間国際交流団体の活動支援

国際交流の事業に対する、民間の国際交流団体の役割も大きくなっていくことから、行政との適切な役割分担の下、これら団体間の情報共有の機会の創出や積極的な情報提供により、団体が継続的に活動していくためのサポートを行います。

#### 2-2-3 友好姉妹都市等との交流の推進

長年にわたり築いてきた友好姉妹都市等との信頼と友好関係をさらに発展させるため、各都市との間で行う交流事業の一層の推進を図り、より多くの市民の主体的な参加を促進していきます。

### 3 多文化共生社会の実現に向けて

#### 3-1 基本的な考え方

外国人市民人口は急増期を過ぎ、年々減少しつつありますが、外国人の長期定住化、永住化傾向が高まりつつある現在、外国人市民を日本人市民と同じ地域住民として認識する視点がより一層求められています。外国人市民への支援をこれまで通り総合的に行うとともに、対等な地域社会の構成員として活躍できるように、日本人・外国人両市民へのサポートが重要となっています。

また、外国人市民も住民基本台帳に登録され、利便性の向上が図られた中で、多様な文化的背景、国籍を持つ市民が、より暮らしやすい地域づくりを進めていかなければなりません。

これまでの日系定住者のみならず、フィリピン国籍をはじめ、全国的にも増加傾向にあるアジア系諸国など、多国籍化する外国人市民についても同様です。

今後、日本の総人口は益々減少していくことが予想されており、生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、65歳以上の高齢者の増加が推計されています。このような人口減少と超高齢社会が到来する中、地域がより発展していくためには、外国人市民を含めた全ての人々が能力を最大限に発揮できる社会づくりが不可欠であり、地域における多文化共生の必要性が高まっています。

こうしたことから、「豊橋市多文化共生推進計画2014－2018」を策定し、多文化共生に関する取組みを総合的かつ計画的に展開することとしました。この計画は、「平和・交流・共生の都市宣言推進基本計画」の共生分野における具体的な行動計画と位置づけられるものです。

#### 3-2 基本目標

##### 3-2-1 多文化共生の意識づくり

多文化共生社会の実現には、日本人市民も外国人市民も、互いの文化や慣習の違い、考え方の違いを認め合い、お互いをより理解し合って、同じまちに暮らす隣人として尊重し助け合い生活していくことが大切です。

そのため、人権尊重の意識づくりと相互理解の促進に取り組みます。

##### 3-2-2 元気な地域づくり

元気な地域づくりを進めるためには、そこに住む人々が互いに助け合い、ともに支えあっていかなければなりません。

日本人市民と外国人市民のお互いが、ともに暮らし、地域をつくる生活者・地域住民として認め合うことが大切です。

外国人市民も、支援される側としてだけでなく、地域社会の対等な構成員として、地域を支える担い手としての自覚を強く持つことが重要です。

そのため、協働の仕組みづくりと地域を担う人材の育成に取り組みます。

### 3-2-3 暮らしやすいまちづくり

日本人市民、外国人市民が、ともに安心して生活するためには、外国人市民が日本で暮らす上で必要なルールや制度を十分認識し、地域住民としての義務や果たすべき責任を理解する必要があります。また、日本人市民も、外国人市民の暮らしや文化・習慣等を理解するよう努力する必要があります。

外国人市民が地域社会で安心して生活していくためには、母語で医療を受けられる環境整備が求められます。

また、市が外国人市民の居住実態を正確に把握し、生活に必要な情報や災害情報、住民としての義務などが、すべての外国人市民に伝わるようにしていくことが必要です。

そのため、安心して暮らせる環境づくりと情報提供の充実に取り組みます。

### 3-2-4 夢を持てる社会づくり

日本への永住・定住を希望する外国人市民が増加してきている中で、外国人の子どもたちが夢を持って社会生活を送ることができ、幅広い職業の選択ができるよう、教育環境の充実は必要不可欠です。

一方、外国人市民は、日本に永住するのか、母国に帰国するのか分からない状況にあっても、将来を担う子どもたちのために明確な教育観を持つ必要があります。

また、外国人労働者が適切な労働条件のもとで働けるよう、就業環境の改善や就業支援などについても、積極的に取り組んでいく必要があります。

そのため、子どもの学習環境の充実と就業環境の改善・就業支援に取り組みます。

#### IV 平和・交流・共生の都市宣言推進基本計画事業一覧

##### 1 国際協力を通じた平和への貢献

##### 1-1 平和意識の啓発

事業 No.	事業内容等	区分	年度					
			26	27	28	29	30	
1	戦争体験談DVDの貸し出し、ホームページでの視聴	充実	■	→				
2	平和関連図書コーナーの常設化	継続	→					
3	民俗資料収蔵室での映画「早咲きの花」の上映	継続	→					
4	全国戦没者追悼式等に伴う黙とうの呼びかけ	継続	→					
5	平和ホームページの作成	新規	●	→				
6	「子どものための平和展」の開催	充実	■	→				
7	「平和を求めて」図書館資料展の開催	継続	→					
8	持続発展教育（ESD）推進事業の実施	新規	●	→				
9	「戦争遺跡探訪」の実施	継続	→					
10	「原爆ポスター展」の開催	継続	→					
11	戦争遺跡散策マップと解説パンフレットの活用	新規	●	→				
12	戦争遺跡及び戦争関連資料のインターネット掲載	新規	●	→				
13	平和首長会議総会への出席、市民署名活動への参加	充実	■	→				
14	都市宣言を冠した「インターナショナルフェスティバル」の開催	充実	■	→				
15	多様な機会を捉えた都市宣言の一層の周知・啓発	継続	→					

## 1-2 国際協力活動の促進

事業 No.	事業内容等	区分	年度				
			26	27	28	29	30
16	青年海外協力隊活動等を市のホームページで紹介	継続	→	→	→	→	→
17	国際協力に関する情報提供の充実	充実	■	→	→	→	→
18	国際協力市民サロンで青年海外協力隊の活動を紹介	継続	→	→	→	→	→
19	海外協力交流研修員受入事業の実施	継続	→	→	→	→	→
20	市職員を対象とした国際協力活動に関する講演会の開催	継続	→	→	→	→	→
21	民間団体等と協力した開発途上国への物資支援 (医療機器、救急車、塵芥収集車等)	継続	→	→	→	→	→
22	インドネシア水道技術支援事業の実施	継続	→	→	→	→	→
23	市職員の自発的な国際貢献活動を可能とするための休業制度の奨励	継続	→	→	→	→	→
24	国際協力職員派遣事業の実施	継続	→	→	→	→	→
25	国際貢献活動を経験した職員の採用	継続	→	→	→	→	→
26	国際貢献活動経験職員による市職員への意識啓発	新規	●	→	→	→	→



## 2 交流による国際理解の推進

### 2-1 青少年の国際理解の促進

事業 No.	事業内容等	区分	年度					
			26	27	28	29	30	
27	国際協力に関する情報提供の充実（再掲）	充実	■	→				
28	青年海外協力隊経験者等による活動報告会やワークショップの開催	充実	■	→				
29	外国人の参加を促進する農業体験プログラムのPR	継続	→					
30	国際協力年間「地球体験学校」の開催	充実	■	→				

### 2-2 民間国際交流団体の活動支援

事業 No.	事業内容等	区分	年度				
			26	27	28	29	30
31	国際協力市民サロンの運営	継続	→				
32	国際交流関係ボランティア意見交換会の開催	継続	→				
33	国際交流関係ボランティア募集活動等の支援	充実	■	→			

### 2-3 友好姉妹都市等との交流の推進

事業 No.	事業内容等	区分	年度				
			26	27	28	29	30
34	友好姉妹都市、パートナーシティとの交流の促進	継続	→				
35	豊橋親善大使等による交流の促進	充実	■	→			
36	海外協力交流研修員受入事業の実施（再掲）	継続	→				
37	国際協力職員派遣事業の実施（再掲）	継続	→				

### 3 多文化共生社会の実現に向けて

#### 3-1 多文化共生の意識づくり

事業 No.	事業内容等	区分	年度					
			26	27	28	29	30	
38	人権尊重意識高揚の講演会・啓発の実施	充実	■	→	→	→	→	→
39	学校教育を通じた人権教育の実施	継続	→	→	→	→	→	
40	日本人市民と外国人市民との懇談会等の開催	継続	→	→	→	→	→	
41	相互理解を図るイベントの開催	充実	■	→	→	→	→	
42	社会教育活動を通じた多文化共生意識づくり	継続	→	→	→	→	→	
43	「やさしい日本語」の活用啓発	新規	検討	●	→	→	→	
44	日本語学習機会の充実	充実	■	→	→	→	→	
45	ポルトガル語ラジオ講座「はなそうポルトガス」の実施	継続	→	→	→	→	→	

#### 3-2 元気な地域づくり

事業 No.	事業内容等	区分	年度				
			26	27	28	29	30
46	自治会加入促進のための啓発活動の実施	充実	■	→	→	→	→
47	市営住宅新規外国人入居者向け自治会説明の実施	継続	→	→	→	→	→
48	外国人情報窓口の設置	充実	■	→	→	→	→
49	実態調査・アンケート調査の実施	継続	→	→	→	→	→
50	外国人市民の審議会等への登用	継続	→	→	→	→	→
51	外国人市民会議の開催	継続	→	→	→	→	→
52	多文化共生コーディネーターの養成	充実	■	→	→	→	→
53	国際協力経験者等とのネットワークの構築と活用	新規	検討	●	→	→	→

### 3-3 暮らしやすいまちづくり

事業 No.	事業内容等	区分	年度				
			26	27	28	29	30
54	多文化共生モデル地区の実施	継続	→				
55	外国人相談業務の充実	充実	■→				
56	企業内研修の啓発	継続	→				
57	留学生の生活・就職に関する支援	継続	→				
58	外国人児童を対象とした放課後子ども教室の実施	継続	→				
59	外国人児童保育円滑化事業の実施	継続	→				
60	防災講習会・訓練などの実施	充実	■→				
61	災害時通訳ボランティア事業の実施	充実	■→				
62	防犯・交通安全などの講習会の開催	継続	→				
63	あいち医療通訳システムの活用	継続	→				
64	地域コミュニティ通訳・翻訳業務の実施	継続	→				
65	広報モニター制度の実施	継続	→				
66	「広報とよはし」の充実	充実	■→				
67	外国語版ホームページの充実	充実	■→				
68	行政サービスの周知を多言語・「やさしい日本語」にて実施	充実	■→				
69	多文化共生情報のSNSによる提供	新規	検討	試行	→		
70	外国人市民が多数集まる施設・団体との連携	継続	→				
71	外国人向け図書の収集・利便性向上	継続	→				
72	外国人向け「豊橋ほっとメール」での緊急情報の提供	充実	■→				

### 3-4 夢を持てる社会づくり

事業 No.	事業内容等	区分	年度				
			26	27	28	29	30
73	子ども・若者支援事業の実施	継続	→	→	→	→	→
74	中学校、高等学校での進路指導の充実	充実	■	→	→	→	→
75	就学支援・教育相談窓口の充実	充実	■	→	→	→	→
76	外国の交流都市との教育交流の実施	継続	→	→	→	→	→
77	海外協力交流研修員受入事業の実施	継続	→	→	→	→	→
78	国際協力職員派遣事業の実施	継続	→	→	→	→	→
79	外国人児童生徒相談コーナーの充実	充実	■	→	→	→	→
80	外国人児童生徒対応教員・教育相談員の充実	充実	■	→	→	→	→
81	外国人児童生徒教育研究の実践と拡大	充実	■	→	→	→	→
82	不登校・不就学児童生徒への取組み	継続	→	→	→	→	→
83	プレスクール事業の実施	継続	→	→	→	→	→
84	アフタースクール事業の充実	充実	■	→	→	→	→
85	日本語学習支援基金等の活用による日本語教室支援	継続	→	→	→	→	→
86	起業相談・支援	継続	→	→	→	→	→
87	就業支援ネットワーク会議などとの連携	充実	■	→	→	→	→
88	外国人担当者セミナーの実施	継続	→	→	→	→	→
89	外国人税務相談会の実施	継続	→	→	→	→	→

### 3-5 各種要望の実施と連携組織の設置

事業 No.	事業内容等	区分	年度				
			26	27	28	29	30
90	各種要望の実施	継続	→	→	→	→	→
91	多文化共生推進連絡協議会の開催	継続	→	→	→	→	→

平和・交流・共生の都市宣言推進基本計画

平成26年3月 豊橋市

発行 総務部 行政課

電話 0532-51-2027

文化市民部 多文化共生・国際課

電話 0532-51-2007

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地